

令和7年9月

第9回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年9月12日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

2番	飯泉 厚彦	4番	飯島 秀幸
5番	飯岡 宏記	6番	石田 真也
7番	中島 信夫	8番	関口 和美
9番	岡田 実	11番	白石 悟
12番	對崎 徳男	13番	大野 博司
14番	石島 繁	15番	加園 秀信
16番	吉田 新一	17番	青木 道子
18番	本橋 文男	19番	野堀 良夫
21番	遠藤 道夫	22番	飯野 和男
24番	蛭原 昇		

欠席委員

1番	關 元章	3番	横田 晋吾
10番	雨貝 洋子	20番	飯島 孝一

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課 長	下田 裕久
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	苅谷 智美
農業行政課	係 長	西村 孝之
農業行政課	主 任	塚原 惇司

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

	議案第	2号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
	議案第	3号	農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について
	議案第	4号	現況証明の発行可否について
	議案第	5号	農地改良協議に対する同意について
	議案第	6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
	議案第	7号	農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見について
	議案第	8号	令和8年度国・県農業施策に対する意見・要望書（案）について
日程第3	報告第	1号	農地法第3条の3の規定による届出について
	報告第	2号	農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第	3号	農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第	4号	現況証明の専決処理について
	報告第	5号	農地法第4条の規定による制限除外の農地の移動届について
	報告第	6号	農地法第18条第6項の規定による通知について
	報告第	7号	農地等の現況に係る照会に対する回答について

【午後1時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和7年第9回の総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶いただきたいと思います。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。大変暑い中、御苦勞様でございます。

本日は、令和7年第9回総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りまして、ありがとうございます。

現在、水田では稲も順調に実り、収穫作業の最中かと思います。秋雨の影響で晴れ間の少ない日が続いており、お忙しい中とは思いますがどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、御苦勞様です。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和7年第9回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日、議席1番の關委員、議席3番の横田委員、議席10番の雨貝委員、議席20番の飯島孝一委員より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

本日の出席委員数は19名で、定足数に達していることから、令和7年第9回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席11番白石 悟委員、議席12番對崎徳男委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局荻谷係長にお願いします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号8番については、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号21番と関連する一体の事業であることから、議案第1号の審議から提出番号8番を除き、議案第3号の審議と併せて

議題とすることよろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号8番を除いて議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主任）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る9月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続いて、谷田部地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島秀幸委員

去る9月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、農業開始のため申請するもので、申請地には早成桐を作付けする予定です。

提出番号3番については、水稻・野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号4番については、農業開始のため申請するもので、申請地には芝を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号2番から4番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層

各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る9月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、農業開始のため申請されたものですが、申請地を農地に復元するよう指導するため、継続審議といたします。

提出番号6番については、申請人は水稻・野菜・ワサビノキを作付けしている農家で、申請地にはワサビノキを作付けする予定です。

提出番号7番については、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号5番については継続審議。提出番号6番、7番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わりにいたします。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波区分について、岡田委員、お願いいたします。

岡田 実委員

去る9月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号9番については、申請者は水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号10番については、申請者は水稻・小麦・大豆・ブドウを作付けしている農地所有適格法人で、申請地にはブドウを作付けする予定です。

以上のことから、提出番号9番、10番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る9月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号11番については、申請者はブドウを作付けしている法人で、申請地にはブドウを作付けする予定です。

提出番号12番から14番については、同一申請人のため一括して御説明いたします。

申請者はブドウと陸稲を作付けしている農家で、申請地にはブドウと陸稲を作付けする予定です。

提出番号15番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号16番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号17番については、申請者は農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号18番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号19番については、申請者は野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号20番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号21番については、申請者は農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号11番から21番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、各地区の調査結果の報告が終わりました。

提出番号5番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号5番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号5番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号5番については、大野委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号5番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第1号の提出番号1番から4番、6番、7番、9番から21番の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第1号の提出番号1番から4番、6番、7番、9番から21番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号1番から4番、6番、7番、9番から21番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についての提出番号1番から4番、6番、7番、9番から21番について、許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、桜地区において調査を実施しておりますので、本橋委員より調査結果の報告をお願いいたします。

本橋文男委員

去る 9 月 9 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、令和 7 年 4 月 11 日付け、つくば農委指令第 2 号をもって仮設資材置場として、農地法第 5 条の許可を受けましたが、工事期間の延長により、一時転用期間を令和 8 年 1 月 20 日までと延長するため、事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、提出番号 1 番については、承認しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 2 号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第 2 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 2 号について、承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号 1 番について、承認することに決定いたします。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号 8 番を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主任）

議案第 3 号、議案第 1 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る9月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、市内で土木建設業を営む法人です。今般、公共工事を受注し、近隣に資材置場が必要になったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として利用するため申請されたもので、令和7年9月16日から令和8年4月6日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、全面鉄板敷きとし、周囲をネットフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、発生土ストックヤードと砕石を置き、仮設事務所も設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号2番については、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、市内で社会福祉事業を営む法人です。今般、養鶏事業を開始するべく、養鶏場用地として申請されたものですが、許可を得ることなく使用してしまっていることから、始末書が添付されております。

許可後は、現在と同様に、雨水は敷地内浸透処理とした上で、鶏1,400羽を収容する鶏舎6棟、資材倉庫1棟、運動場、普通自動車6台分の駐車スペースを確保する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号3番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県内で不動産業を営む法人です。今般、周辺地域の状況から需要が見込まれることから、申請地を借り受け、倉庫用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、雨水は敷地内浸透処理とし、緑地帯を設けた上で、倉庫1棟を建設し、荷主からの資材等を保管する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番から3番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地の例外許可規定、第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島秀幸委員

去る9月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号4番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く農機具修理業を営んでいる法人です。周辺地域の状況から

需要が見込まれることから、申請地を取得し、農機具修理工場用地として申請されたものですが、申請地の利用計画や他法令協議等について疑義があることから、詳細な資料を求めるべく、継続審議といたしました。

提出番号5番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については借入金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号6番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人です。今般、申請地周辺の住環境が良く、住宅購入の需要が見込まれることから、申請地を取得し、建築条件付売買予定地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建築条件付売買予定地2区画を整備する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号7番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で土木建設業を営む法人です。今般、公共工事を請負い、資材置場が必要になったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として利用するため申請されたもので、令和7年9月20日から令和8年4月30日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、一部鉄板敷きとし、周囲をネットフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、残土、管材等と普通自動車3台分の駐車スペースを確保し、仮設事務所も設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号8番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で外壁塗装業を営む法人です。現在、利用している資材置場の返却を求められていることから、申請地を取得し、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面砂利敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、トレーラーハウス内に塗装用資材や機械を保管し、普通自動車6台分の駐車スペースを確保の上、機材等を置く計画で、資金については借入金で賄う予定です。

提出番号9番については、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、県内で土木建設業を営む法人です。今般、公共工事を請負い、近隣に資材置場が必要となったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として利用するため申請されたもので、許可日から令和8年5月20日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、一部鉄板敷きとし、周囲をネットフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、掘削土、砕石等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号10番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭のため申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号11番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、県内で社会福祉事業を営む法人です。今般、周辺地域の状況から需要が見込まれることから、申請地を取得し、グループホーム用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、グループホーム1棟を建築し、透水性アスファルト舗装した普通自動車12台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については借入金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号12番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で不動産業を営む個人です。今般、申請地周辺の住環境が良く、需要が見込まれることから、申請地を取得し、共同住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、共同住宅1棟を建築する計画で、資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号13番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号4番については継続審議。提出番号5番から13番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地、第1種農地及び第2種農地の例外許可規定並びに第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る9月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号14番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。事業用地を探していたところ、適切な事業用地が見つかったことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、電気固定価格買取制度を用いず、電気小売事業を営む法人に売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、680Wパネルを180枚設置する計画で、資金については借入金で賄う予定です。

提出番号15番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で飲食業に従事している個人です。周辺環境より需要が見込まれることから、申請地を取得し、飲食店経営者として独立すべく、店舗用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、店舗1棟を建築し、砕石敷きした駐車場10台分を整備する計画で、資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号16番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内に本店を置き、イベント運営事業を営む法人です。今般、既存で使用し

ている資材置場について、土地所有者からの返却の申し出を受け、事業を行う上で必要なことから、申請地を取得し、資材置場用地として申請するものですが、資力に関する証明が整っていないことから、継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号16番については継続審議。提出番号14番、15番については、一般基準に適合の上、第2種農地の例外許可規定、第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る9月5日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号17番につきましては、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置き、太陽光発電事業を営む法人です。今般、事業用地を探していたところ、適切な事業地を譲っていただけることとなったことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、当該申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む会社に発電した電気を売電する計画になっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、615Wパネルを180枚設置する計画で、資金については自己資金で賄います。

提出番号18番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、八千代町で両親と一緒に専業農家として農業を営んでおります。今般、つくば市に拠点を移し、農業経営の規模拡大を図るべく、申請地を父より借り受け、農家住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号19番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号20番については、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、県外に本店を置き、人材派遣業及び農業を営む法人です。当法人は、本年6月に、つくば市より農業改善計画の認定を受け、サツマイモの栽培を行っておりますが、収穫から出荷までに期間を要するケースも多く、農産物の品質管理に支障を来していることから、申請地を借り受け、農業用倉庫用地として使用すべく申請するものです。

許可後の利用方法は、倉庫1棟を建築し、農作物、農業機械及び業務用冷蔵庫を設置する予定です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号17番から20番については、一般基準を満たしており、農用地

区域内農地、第1種農地の例外許可規定、第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、岡田委員、お願いいたします。

岡田 実委員

去る9月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

議案第1号の提出番号8番と議案第3号の提出番号21番については、営農型太陽光発電施設に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、再許可の申請をするものです。

議案第1号の提出番号8番については、区分地上権を設定するために農地法第3条の申請を、議案第3号の提出番号21番については、発電設備の支柱部分に対し、農地法第5条の一時転用の申請をされたものです。

下部農地には、新たにサカキを栽培する予定で、許可期間については、3年間の一時転用となります。既に320Wパネルを3,730枚設置済みです。撤去費用については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、議案第1号の提出番号8番については、農地法第3条第2項ただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われそうです。

提出番号21番については、一般基準に適合の上、第1種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われそうですが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る9月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号22番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で建設業を営む法人です。今般、申請地の近隣で公共工事を受注し、作業員の休憩所と駐車場の確保が必要になったことから、申請地を借り受け、休憩所兼駐車場用地として利用するため申請されたもので、令和7年9月16日から令和8年12月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、全面に樹脂製の敷板を設置し、周囲をネットフェンスで囲い、雨

水は敷地内浸透処理とした上で、休憩所用ユニットハウス1棟を置き、普通自動車6台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号23番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号24番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で不動産業を営む法人です。今般、申請地周辺の住環境が良く、共同住宅への入居需要が見込まれることから、申請地を取得し、共同住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号25番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号26番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設資材のレンタル業及び、とび業を営む個人です。今般、事業の拡大に伴い、新たな資材置場が必要になったことから、申請地を養母より借り受け、資材置場用地として利用すべく、申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、支柱600本、ゲート6個、ネット12個、金具等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号27番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地の近隣で寺院を営んでいる宗教法人です。既存の駐車場が不足しており、年中行事の際などに路上駐車が横行し、周辺住民に迷惑をおかけしていることから、申請地を取得し、駐車場用地として利用すべく、申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車12台分のスペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号28番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置き、発掘調査業を営む法人です。今般、申請地において、埋蔵文化財の発掘調査業務を受託したことから、申請地を借り受け、発掘調査用地及び調査に伴う排土置場として利用するため申請されたもので、令和7年9月24日から令和7年11月23日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲をネットフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とし、発掘調査用地を設けた上で、一部に掘削土を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号22番から28番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の提出番号8番及び議案第3号の説明及び報告が終わりました。

議案第3号の提出番号4番、16番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

議案第3号の提出番号4番、16番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第3号の提出番号4番、16番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号の提出番号4番、16番については、担当委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号4番、16番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第1号の提出番号8番及び議案第3号の提出番号1番から3番、5番から15番、17番から28番の質疑に入ります。

意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第1号の提出番号8番及び議案第3号の提出番号1番から3番、5番から15番、17番から28番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号8番及び議案第3号の提出番号1番から3番、5番から15番、17番から28番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定によ

る権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から3番、5番から15番、17番から28番及び議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号8番については、許可することに決定いたします。

なお、提出番号2番、3番につきましては、転用する面積が30aを超える案件で、提出番号21番につきましては、営農型太陽光発電に係るガイドラインに基づき、申請に係るパネル支柱部の面積と下部農地の合計面積が30aを超える案件になりますので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

議案第4号 現況証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第4号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第4号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る9月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、20年以上前よりポンプ小屋として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。
続きまして、谷田部地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島秀幸委員

去る9月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号2番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る9月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号4番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号3番、4番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る9月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号5番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る9月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号6番については、20年以上前より駐車場用地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号6番については、非農地証明の範囲内と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第４号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共ないようですので、これにて議案第４号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第４号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第４号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第５号 農地改良協議に対する同意について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第５号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主任）

議案第５号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、大穂地区において調査を行っておりますので、石島委員より調査結果の報告をお願いいたします。

石島 繁委員

去る９月５日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、耕作利便の向上を図るべく、低地解消を目的とした盛土を行うため、申請されたものです。

申請地に隣接する市道バイパス化の公共工事に伴う建設発生土を用いて盛土する計画で、盛土完了後は、従前と同様に水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号１番については、同意しても差し支えないと思われますが、なお一層の各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号について、石島委員報告のとおり同意することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 農地改良協議に対する同意については、原案のとおり同意することに決定いたします。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案書18ページになります。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和7年8月20日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

審議案件につきましては、別紙のとおりとなり、整理番号1番、豊里地区で10年間の賃借権を設定するものです。

以降、整理番号397番までのとおりとなり、豊里地区108件、谷田部地区97件、荃崎地区7件、大穂地区35件、筑波地区148件、桜地区2件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出す

るものとなっております。

以上です。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、整理番号1番から25番、110番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

整理番号26番から109番、111番から397番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

谷田部地区の青木です。先ほど、事務局職員の説明の中で、「農地中間管理事業を推進する」とおっしゃっていましたが、どういう意味か教えてください。

また、申請数が例月と比較して、だいぶ増えている理由について教えてください。

事務局（飯泉課長補佐）

事務局よりお答えいたします。農地中間管理事業の推進については、農地の集約化や農地の有効利用を進めるための仕組みを指しており、具体的には、農地を集めて効率的に利用できるように流通を円滑化し、地域農業を持続可能にする政策的な取組となります。

また、今月の中間管理事業の件数が397件と多くなった理由につきましては、当事業における賃借権の設定期間が基本10年間ということで、前回、平成27年に締結されたものが期間満了を迎え、再設定をすべく大量の申請に至ったものでございます。

以上でございます。

青木道子委員

ありがとうございました。

議長（飯野 和男）

そのほかに何かありますか。大丈夫ですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて整理番号26番から109番、111番から397番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号26番から109番、111番から397番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号26番から109番、111番から397番は、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

続きまして、整理番号1番から25番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、遠藤委員、大野委員の退席を求めます。

（遠藤道夫委員、大野博司委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、整理番号1番から25番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて整理番号1番から25番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号1番から25番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号1番から25番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

遠藤委員、大野委員の復席を求めます。

（遠藤道夫委員、大野博司委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続いて、整理番号110番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、飯島委員の退席を求めます。

（飯島秀幸委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、整理番号110番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて整理番号110番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号110番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号110番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

飯島委員の復席を求めます。

（飯島秀幸委員 復席）

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（荻谷係長）

議案書19ページになります。

令和7年3月に策定した地域計画について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、地域計画変更時にも、市町村は農業委員会へ意見を求めることとなっています。

令和7年7月受付分の地域計画変更の内容は、新たに担い手を追加するものと、自己用住宅地として利用するための除外になります。

該当変更区域は3区域で、第22区は計画への位置づけが1筆、第23区は計画への位置づけが15筆、第28区は計画への除外が1筆、合計17筆の計画変更となります。

農業委員会の意見としましては、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと考える

と回答することによってよろしいでしょうか。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第7号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第7号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見については、原案のとおり決定いたします。

議案第8号 令和8年度つくば市の農業施策に対する意見・要望書（案）について

議長（飯野 和男）

次に、議案第8号 令和8年度つくば市の農業施策に対する意見・要望書（案）についてを議題といたします。

本案については、農業政策専門委員会で審議しておりますので、大野委員長より報告をお願いいたします。

大野博司委員

農業政策専門委員会より、議案第8号 令和8年度つくば市の農業施策に対する意見・要望書（案）について御説明いたします。

こちらは、委員及び推進委員の皆様より提出いただきました意見を基に、8月28日及び本日実施した本委員会において協議を行い、原案として決定いたしました。

意見・要望の項目は、4点となり、1、農地の保全と有効利用対策、2、担い手経営対策、3、持続可能な地域農業の確立、4、環境に配慮した農業への支援となります。

それぞれの項目に対する意見・要望につきましては、議案書に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

なお、総会で可決された上は、今月29日に五十嵐市長に手交する予定です。

以上で説明を終わります。

議 長（飯野 和男）

ただいま大野委員長より報告がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第8号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号 令和8年度つくば市の農業施策に対する意見・要望書（案）については、原案のとおり決定いたします。

議 長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第7号についてですが、内容は議案書23ページから44ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から第7号について、質問等ございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、報告案件を終了いたします。

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他の報告ですが、来年度、谷田部地区で実施する農地再生チャレンジ事業について、遊休農地対策専門委員会の對崎委員長より報告をお願いいたします。

對崎徳男委員

遊休農地対策専門委員会から、先月28日に専門委員会を開催し、協議した内容につきまして、御報告いたします。

来年度の農地再生チャレンジ事業の実施地につきましては、谷田部地区の大白碓地内の農地2筆、合計46aに決定いたしました。

今後、農地への再生作業及び作付するジャガイモの栽培管理計画につきましては、当委員会で協議を行い、皆様に御報告させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、遊休農地対策専門委員会からの報告とさせていただきます。

閉会の宣告

議長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
これ进行もちまして、令和7年第9回総会を閉会いたします。

【午後2時52分 閉会】

議長

農業委員会委員

農業委員会委員